

伊方町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月5日(金) 13:27～14:14

2. 開催場所 伊方町役場本庁 3階 会議室

3. 農業委員

①出席委員 10人

会長	6番	井上	利彦
委員	1番	上甲	寛
	3番	阿部	弘喜
	4番	高野	晃一
	8番	米田	慎一郎
	9番	濱本	虎夫
	10番	中田	初美
	11番	松本	虎彦
	13番	梶原	知樹
	14番	津田	正利

②欠席委員 4人

	2番	土居	裕子
	5番	大野	信幸
	7番	兵頭	英樹
	12番	木野本	伸行

4. 農地利用最適化推進委員

①出席推進委員 9人

第1区	濱本	清一
第2区	宮本	寛
第4区	井村	大貴
第5区	中村	将士
第6区	大川	利光
第8区	藤原	勲
第10区	田中	浩二
第11区	西村	公男
第12区	梶原	好一

5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（相続）
日程第4	報告第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（相続）
日程第5	報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（相続）
日程第6	報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（相続）
日程第7	報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（相続）
日程第8	報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（相続）
日程第9	報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（相続）
日程第10	報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（相続）
日程第11	報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（相続）
日程第12	議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）
日程第13	議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について（売買）
日程第14	議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について（売買）
日程第15	議案第11号 農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（案）の決定について

6. 出席した事務局職員

主任 中村 吉裕
主事 宮本 聖真

7. 会議の概要

事務局

それではただいまから、7月の定例総会を開会いたします。
開会にあたりまして、ご挨拶をお願いします。

会長

（井上会長・あいさつ）

事務局

ありがとうございました。
それでは、議事進行をお願いします。
これより議事進行は、井上会長をお願いします。

議長

ただいまから、7月定例総会の会議を開きます。本日の出席委員は、14名中
10名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。

なお、2番、土居委員、5番、大野委員、7番、兵頭委員、12番、木野本委員
は、欠席の旨通告がありましたので、ご報告します。

議長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。
(異議なし)
異議なしと認めます。
それでは、1番、上甲委員、3番、阿部委員にお願いいたします。

議長 次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。
会期は、本日の1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(異議なし)
異議なしと認めます。

議長 よって、会期は、本日の1日と決定しました。
日程第3～11、「報告第7号から15号まで、農地法第3条の3第1項の規定による届出について」一括して事務局から、説明をお願いします。

事務局 それでは、1ページの、報告第7号をご覧ください。
(報告説明)
つづいて、2ページの、報告第8号をご覧ください。
(報告説明)
3ページ、報告第9号をご覧ください。
(報告説明)
4ページ、報告第10号をご覧ください。
(報告説明)
5ページ、報告第11号をご覧ください。
(報告説明)
6ページ、報告第12号をご覧ください。
(報告説明)
7ページ、報告第13号をご覧ください。
(報告説明)
8ページ、報告第14号をご覧ください。
(報告説明)
9ページ、報告第15号をご覧ください。
(報告説明)
農地法の相続の届出になりますので、許可の対象外となっております。
よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま事務局からの説明がありました。内容について、質疑はありませんか。
(質問・意見なし)
質疑がないようですので、次に移ります。

議長 日程第12「議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸

借)」事務局から説明をお願いします。

事務局

10ページをお願いします。それでは、議案第8号、親子間での使用貸借であるため、位置図は省略してあります。

(報告書説明)

農地法第3条許可の使用貸借による権利を設定した農地は、令和6年6月4日に使用貸借契約の期間が終了しており、令和6年7月5日より、再度10年間の使用貸借契約を締結するものであります。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、3番阿部委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3番

阿部委員

事務局から説明があったとおりです。今回は、親子間での使用貸借ですので、周辺農地並びに地域営農には影響ないと思います。

ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。ただいま担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑・意見なし)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第8号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第13～14「議案9号から10号、農地法第3条の規定による許可申請について(売買)」を一括して議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

11ページをお開き下さい。12ページは位置図を添付しています。

それでは、議案を読み上げます。

(議案説明)

譲渡人は耕作する意思がなく、地縁関係を通じて、営農する譲受人に引き渡したい。今回双方の協議が整い売買することになった。譲受人は、経営主として農業に精進する。許可があり次第、所有権を移転する。

売買価格は〇〇円で10aあたり〇〇円です。

譲受人の状況は、経営面積4,406㎡、耕作に必要な農機具については、軽トラック1台、草刈り機2台、動力噴霧機1台、耕うん機1台を所有されております。農作業経験3年ですが、繁忙期には、町外にお住いのお兄さんが手伝いに来ており、神崎中山間にも参加していますので、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えております。以上ご審議をお願いします。

議長	<p>ただいまの事務局の説明に関連して、9番濱本委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
9番 濱本委員	<p>事務局の説明のとおりです。特に周辺農地並びに地域営農には影響ないものと思われ ます。 ご審議の程、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。 (質問・意見なし) よろしいですか、それでは採決いたします。議案第9号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成) 全員賛成ですので、議案第9号は原案のとおり決定しました。 次に、議案第10号をお願いします。</p>
事務局	<p>13ページをお開き下さい。 14・15ページは位置図です。 (議案説明) 譲渡人は、営農規模の縮小に伴い、譲受人へ売買によって所有権を譲ることになった。譲受人は、経営主として農業に精進する。 許可があり次第、所有権の移転をする。 売買価格は〇〇円で10aあたり〇〇円です。 譲受人の状況は経営面積3,226㎡、耕作に必要な農機具については、軽トラック2台、トラック1.5t、動力噴霧機1台を所有されております。農作業経験は夫婦ともに50年あり、地元のかたですので、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えております。 以上、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局の説明に関連して、担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 第2区、宮本推進委員さんからお願いします。</p>
第2区 宮本推進委員	<p>事務局からの説明がありましたとおり、周辺農地並びに地域営農には影響ないものと思われ ます。 以上のことから問題はないものと思います。ご審議の程、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいま担当推進委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。 (質問・意見なし)</p>

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第10号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第10号は原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第15「議案第11号、農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

16ページ、議案第11号をご覧ください。

この議案は、伊方町長より令和6年6月27日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権設定の計画が3件で4筆、面積は3,289㎡です。

(議案説明)

今回の計画要請の内容は農業者に対する農用地の利用集積、経営強化促進、健全な発展に寄与することを目的としております。

以上で、説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質問・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

よろしいですか、それでは採決致します。議案第11号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第11号については、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の審議は終了しました。

議長

その他に移ります。

皆さんから何かありませんか。

(地域計画について)

議長

事務局からはありませんか。

事務局

現在、地域計画のアンケートを実施中です。スケジュールについては別紙2ページのとおりです。現在150通ほどアンケートが戻りました。だいたい皆さんが考えているように、年齢・人口のとおりになってきており、まだ8割残っています。

とりあえず序盤の報告をさせていただきます。

来年からは、利用権設定がなくなり、農地法3条か農地バンクを通した貸借になります。

手続きのお手伝いはしますので、農地の貸借があれば、今まで通り相談してください。

事務局

それと7月30日(火)～31日(水)長崎県西海市に果樹地を主体とした基盤整備事業の現地視察を行います。行程はご案内のとおりで、7月12日(金)までに出欠の連絡をお願いします。

事務局からは以上です。

議長

先ほどの報告についてなにかありませんか。

(特になし)

ないようなので、次回の農業委員会総会の日程を決めたいと思います。

事務局の予定では、8月7日(水)午後1時30分から総会を開催する予定ですが、よろしいでしょうか。

以上を持ちまして伊方町農業委員会総会を閉会します。

(終了時間 14 : 14)